

令和7年度採用愛知県教育委員会外国人児童生徒等語学相談員 募集要項

1 採用予定人員

- 【ポルトガル語相談員】 1名
- 【スペイン語相談員】 1名
- 【フィリピノ語相談員】 1名

2 配置予定教育事務所

【ポルトガル語相談員】

- 東三河教育事務所（豊橋市八町通五丁目4番地）

【スペイン語相談員】

- 西三河教育事務所（岡崎市明大寺本町一丁目4番地）

【フィリピノ語相談員】

- 西三河教育事務所（岡崎市明大寺本町一丁目4番地）

3 応募資格

- (1) 愛知県内の小・中学校の教育活動や愛知県が実施する事業に関して理解があり、外国人児童生徒等への教育相談や日本語指導等に対する意欲と能力があること
- (2) 日本語及び担当言語に堪能で、次のアからエのいずれにも該当する人
 - ア 日本と、担当言語圏の文化や生活習慣に精通していること
 - イ 心身ともに健康で、1年を通じて働くことができること
 - ウ 小・中学校教職員と連携が図れること
 - エ 勤務時には配置予定の教育事務所に通勤が可能で、勤務に支障のない住所地（訪問担当予定地区に通勤できる）に居住していること
- (3) 国籍は問わない。ただし、外国籍受験者は在留期間等を確認するため、「在留カード」の写しを提出すること
- (4) 年齢は問わない

4 業務内容

主に、配置先の教育事務所の計画に基づいて愛知県内の公立の小学校又は中学校への訪問や、オンラインにより以下の業務を行う。

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の補助及び学校生活に関する相談・適応指導・教科学習指導の補助
- (2) 保護者に対する教育相談及び保護者と学校的意思疎通を図るための通訳
- (3) 教科書や学校からの通知文書等の翻訳
- (4) 指導手引書・教材作成の援助
- (5) 親子交流会等に関する援助
- (6) 教職員研修会等における助言
- (7) 進路指導等における通訳及び助言
- (8) その他所属長が命じた職務

5 身分・任用期間等

- (1) 地方公務員法第17条及び第22条の2に規定する会計年度任用として任用される一般職の非常勤職員とし、勤務日数は週当たり5日間(1週29時間以内)とする。
- (2) 任用期間は採用の日からその日の属する年度の末日までとし、愛知県教育委員会が必要と認めた場合は、2回まで更新することがある。
- (3) 原則として、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者とする。

6 勤務形態・時間

- (1) 愛知県内の公立の小学校・中学校への訪問又は配置先の教育事務所に勤務する。
- (2) 勤務時間は1週間当たり29時間以内で、1日最長でも7時間45分とする。

7 報酬等及び旅費

- (1) 報酬：月額224,520円(令和6年度実績)
期勤手当：3.4975月分(新たに採用された場合の令和6年度実績)
通勤手当相当額：通勤方法及び距離に応じた額
- (2) 訪問に要する旅費は別に支給する。
※ 報酬月額・期末手当は諸般の事情により令和6年度実績から変更になる場合があります。

8 申込方法

- (1) 申込手続
以下の3点(外国籍受験者は4点)を郵送する。
 - ア 申込書(愛知県教育委員会外国人児童生徒等語学相談員採用受験者履歴書)
自筆(手書き)・日本語により、必要事項を記入の上、6か月以内に撮影した顔写真を貼ること
※ 申込書は愛知県教育委員会義務教育課のWebサイトよりダウンロードして使用する。
 - イ 小論文
○ テーマ「語学相談員を希望した理由と取り組みたいこと」
○ 日本語で自分の考えを800字程度でまとめる。1行目にテーマ、2行目に氏名を書く。自筆(手書き)で市販の原稿用紙に記入(ワープロ不可)
※ 小論文は語学相談員選考の資料とする。
 - ウ 460円分切手(簡易書留料金を含む)を貼付した返信用封筒(長形3号120×235mm)
○ 表面に受験者本人宛の住所・氏名を記載する。
 - エ 「在留カード」の写し(外国籍受験者のみ)
- (2) 申込先
〒460-8534
愛知県教育委員会義務教育課 教科指導・人権教育グループ
※ 封筒の表に「語学相談員採用試験申込書在中」と朱書きすること
- (3) 受付期間
令和6年11月25日(月)から令和6年12月20日(金)消印有効

9 試験

(1) 日時

令和7年1月16日(木) 午前10時から正午頃を予定

(2) 会場

愛知県三の丸庁舎 8階 会議室801、802

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

最寄り駅 地下鉄名城線「名古屋城」駅下車 5番出口より東へ徒歩約5分

※ 会場までは公共交通機関を利用すること

※ 必要に応じて各自で昼食を用意すること

(3) 内容

ア 筆記試験(辞書等持ち込み不可)

日本語で書かれた文書を担当言語に翻訳

聞き取ったまとまった日本語を担当言語に翻訳

担当言語で書かれた文書を日本語に翻訳

学校通訳の倫理・心得に関する問題

イ 面接試験

日本語を中心にした面接(1人15分程度)

(4) 結果通知

令和7年1月22日(水) 発送予定(受験者全員)

※ 令和7年1月22日(水)に、愛知県教育委員会義務教育課のWebサイトにも合格結果を受験番号により掲載する。

10 採用

(1) 試験合格者の健康診断及び最終意向確認を経て、その結果に基づき令和7年度愛知県教育委員会外国人児童生徒語学相談員採用予定者とする。事務打合せは、令和7年2月6日(木)に行う。

(2) 令和7年4月1日以降、採用する予定である。

11 その他

(1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できない。

(2) 試験に関し、記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消す。

(3) 日本国籍を有しない人も応募できるが、就職が制限される在留資格の場合は採用されない。

(4) 採用は令和7年度の予算成立を前提とし、予算が成立しない場合は採用しないこともある。

【問合せ先】 愛知県教育委員会 義務教育課

教科指導・人権教育グループ

電話 052-954-6799(ダイヤル)

FAX 052-954-6963

電子メール gimukyoiku@pref.aichi.lg.jp